

別表4

許可申請に必要な書類一覧

提出は、本冊、別冊ともに正本・副本1部ずつです。
 入力用紙に「○」があるものは、副本とは別に写しをとり、入力用紙の提出も必要です。

財産要件、経營業務の管理体制、営業所技術者等などは、「別表5」の確認書類が必要です。

(注1) 「要・不要」欄の記号について：新規・許可換え新規以外は、法人及び個人とも同じものを提出
 「○」必ず提出 「▲」省略可能
 「△」変更がなければ省略可能 「◇」更新申請する業種に関しては省略可能

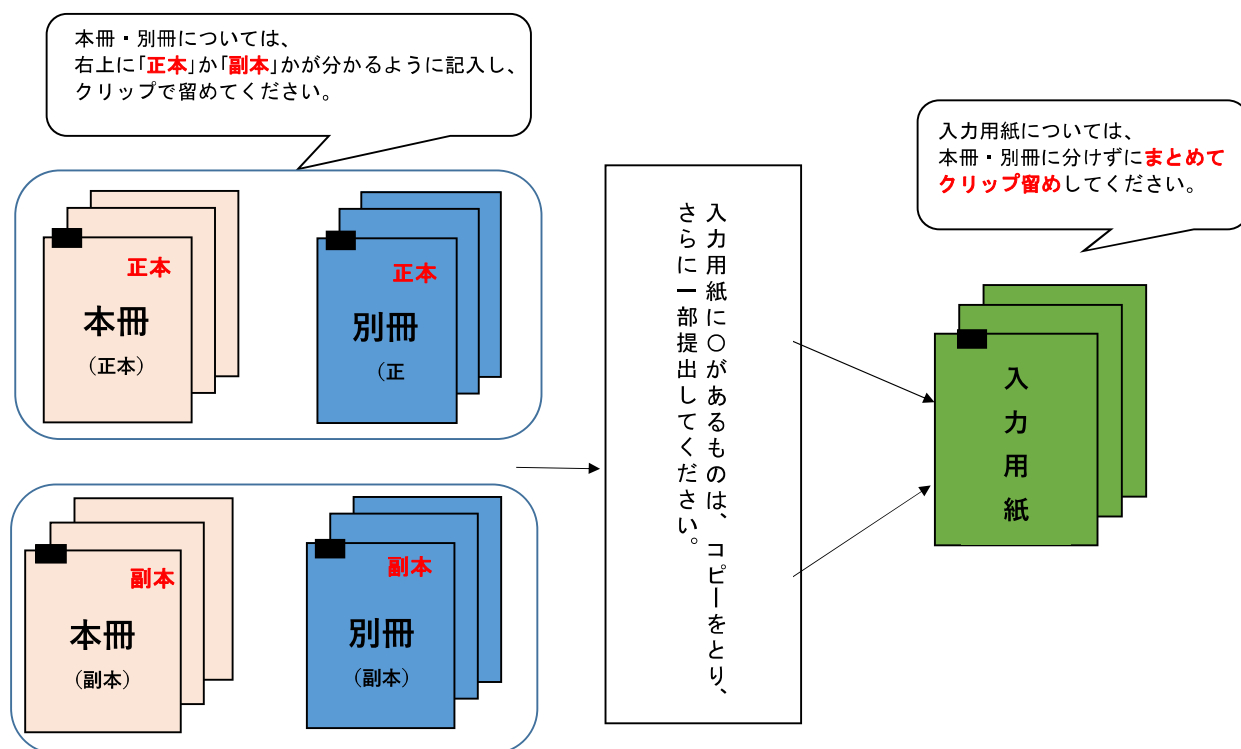
と じ 順	I 本冊	様式番号	提出書類	要・不要(注1)													
				チ エ ツ ク 欄	入 力 用 紙	新規申請		許可換え 新規		業 種 追 加	更 新	般 特 新 規 + 業 種 追 加	般 特 新 規 + 更 新	業 種 追 加 + 更 新	般 特 新 規 + 業 種 追 加 + 更 新		
						法 人 の 場 合	個 人 の 場 合	法 人 の 場 合	個 人 の 場 合								
1	第1号	建設業許可申請書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	別紙1	役員等の一覧表 ※法人のみ (注) 以下に該当する者を全員を記入する 株式会社.....取締役 持分会社.....業務を執行する社員 委員会設置会社.....執行役 法人格のある組合等...理事 (執行役員、監査役、会計参与、監事、事務局長等は除く) 上記の他、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る)についても記入が必要	□	—	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	別紙2(1)	営業所一覧表(新規許可等)	□	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
4	別紙2(2)	営業所一覧表(更新)	□	—	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○
5	別紙4	営業所技術者等一覧表	□	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	第2号	工事経歴書	□	—	○	○	▲	▲	○	▲	○	○	○	○	○	○	◇
7	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	□	—	○	○	▲	▲	○	▲	○	○	○	○	○	○	○
8	第4号	使用人数	□	—	○	○	▲	▲	○	▲	○	○	○	○	○	○	○
9	第6号	誓約書	□	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	第7号の3	健康保険等の加入状況 ※令和2年10月1日から社会保険等加入が許可要件となっています	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	□	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12		定款 ※法人のみ (注) 協同組合等は構成員名簿も提出	□	—	○	×	○	×	▲	△	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
13	第15号	貸借対照表	□	—	○	×	○	×	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
14	第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	□	—	○	×	○	×	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
15	第17号	株主資本等変動計算書	□	—	○	×	○	×	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
16	第17号の2	注記表	□	—	○	×	○	×	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
17	第17号の3	附属明細表 (注) 特例有限会社を除く株式会社のうち、資本金1億円を超える会社、又は直前の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である会社が提出	□	—	○	×	○	×	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
18	第18号	貸借対照表	□	—	×	○	×	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
19	第19号	損益計算書	□	—	×	○	×	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
20	第20号	営業の沿革	□	—	○	○	○	○	▲	○	▲	○	○	○	○	○	○
21	第20号の2	所属建設業者団体	□	—	○	○	○	○	▲	△	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
22	第20号の3	主要取引金融機関名	□	—	○	○	○	○	▲	△	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲

II 別冊

と じ 順	様式番号	提出書類	チ エ ツ ク 欄	入 力 用 紙	要・不要(注1)																
					新規申請		許可換え 新規		更新		業種追加		業種追加+更新								
					法 人 の 場 合	個 人 の 場 合	法 人 の 場 合	個 人 の 場 合	更 新	更 新	業 種 追 加	業 種 追 加	業 種 追 加 + 更 新	業 種 追 加 + 更 新							
1	第1号	建設業許可申請書(第1面の写し)	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	第1号 別紙3	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄 ※事前審査では提出不要。正式申請の際に証紙を貼って提出	□	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3		財産要件の確認書類 ※手引「別表5」で必要書類を確認し、添付してください	□	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	第1号関係	営業所の確認書類 ※手引「別表5」で必要書類を確認し、すべて添付してください	□	—	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
5		法人番号の確認書類※法人のみ ※手引「別表5」で必要書類を確認し、添付してください	□	—	○	—	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6		成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(法務局発行) (発行日から3ヵ月以内のもの) ※役員及び令第3条使用人分全員 (様式第1号別紙1:役員等の一覧表の者は必要、ただし株主、相談役、顧問は不要)	□	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7		成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村長の証明書(本籍地のある市町村発行) (発行日から3ヵ月以内のもの) ※役員及び令第3条使用人分全員 (様式第1号別紙1:役員等の一覧表の者は必要、ただし株主、相談役、顧問は不要)	□	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	第7号の3 関係	「健康保険」及び「厚生年金保険」の加入状況の確認資料 直近の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収書」又は「納入証明書」	□	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9		「雇用保険」の加入状況の確認資料(①～③のいずれか1つ) ①直近の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及び「領収済通知書」の写し ②その他申告した業者名及び申告額、それに基づき納入した金額が分かるもの ③雇用保険事業所非該当承認を受けている場合は、「事業所非該当承認通知書」の写し	□	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	別紙	常勤役員等の略歴書(氏名にフリガナ) (注1)建設業法第7条第1号口該当する者について作成 (注2)過去の経歴及び現職において常勤か非常勤か必ず記入	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	別紙1	常勤役員等の略歴書(氏名にフリガナ) (注1)建設業法第7条第1号口該当する者について作成 (注2)過去の経歴及び現職において常勤か非常勤か必ず記入	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(氏名にフリガナ) (注1)建設業法第7条第1号口に掲げる役員等を直接に補佐する者について作成 (注2)過去の経歴及び現職において常勤か非常勤か必ず記入	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	第7号、 第7号の2 関係	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)の確認書類 ※手引「別表5」で必要書類を確認し、すべて添付してください	□	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	□	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14		技術検定合格証明書等の資格証明書	□	—	○	○	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	第9号	実務経験証明書	□	—	○	○	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16		卒業証明書	□	—	○	○	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	第10号	指導監督の実務経験証明書 ※特定のみ	□	—	○	○	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	第8号、 第10号関係	営業所技術者等の確認書類(指導監督の実務経験を含む) ※手引「別表5」で必要書類を確認し、すべて添付してください	□	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	第11号関係	建設業法施行令第3条に規定する使用人の確認資料 ※様式第11号提出時	□	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書(氏名にフリガナ) (注)法人は、様式第1号別表に記入した役員等全員について作成 様式第7号又は様式第7号の2により略歴書を作成した常勤役員等は作成不要	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(氏名にフリガナ)	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	第14号	株主(出資者)調書 ※法人のみ	□	—	○	×	○	×	○	▲	△	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23		登記事項証明書(発行日から3ヵ月以内のもの) (注)個人は、支配人が経営業務の管理責任者となる場合のみ提出	□	—	○	○	○	○	○	○	○	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△	▲	△
24		事業税の納税証明書(納付すべき額及び納付済額)(発行日から3ヵ月以内のもの)または「納税情報の確認に関する同意書」	□	—	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
25		許可通知書及び副本の「返信用封筒」 ※送料は申請者負担 レターパック、書留郵便等の追跡可能な手段がおすすめです 封筒の場合は、必要金額分の切手を貼付してください	□	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※必要に応じて、申請窓口である各建設事務所が追加書類を求めることがあります。
※役員等とは

【提出について】



【電子申請での提出について】

建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)を利用して、別表4の及び別表5の必要書類を揃え申請してください。
JCIPのログインはこちら：<https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001>
JCIPについては、検索エンジンで「JCIP」と検索しますと国土交通省のウェブページが見つかります。